

## 令和4年第6回(9月)みなかみ町議会定例会会議録第2号

令和4年9月2日(金曜日)

---

### 議事日程 第2号

令和4年9月2日(金曜日) 午前9時開議

- |       |         |                                   |
|-------|---------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 55号 | 令和3年度みなかみ町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について   |
| 日程第 2 | 認定第 1号  | 令和3年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について        |
| 日程第 3 | 認定第 2号  | 令和3年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  |
|       | 認定第 3号  | 令和3年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
|       | 認定第 4号  | 令和3年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について    |
|       | 認定第 5号  | 令和3年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
|       | 認定第 6号  | 令和3年度みなかみ町水道事業会計決算認定について          |
| 日程第 4 | 議案第 56号 | 令和4年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)について       |
| 日程第 5 |         | 閉会中の継続審査・調査申出について                 |
| 日程第 6 |         | 字句等の整理委任について                      |
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（16人）

1番	牧田直己君	2番	茂木法志君
3番	鈴木美香君	4番	阿部清君
5番	高橋視朗君	6番	窪田金嘉君
7番	本多公保君	8番	高橋久美子君
9番	森健治君	10番	鈴木初夫君
11番	石坂武君	12番	中島信義君
14番	高橋市郎君	15番	久保秀雄君
16番	小野章一君	17番	山田庄一君

欠席議員 なし

## 職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	原澤達也	書記	泉雪江
書記	山田直樹		

## 説明のため出席した者

町長	鬼頭春二君	副町長	宮崎育雄君
教育長	田村義和君	会計課長	原澤右文君
総務課長	桑原孝治君	総合戦略課長	林市治君
税務課長	櫻井正宏君	町民福祉課長	中西紀子君
子育て健康課長	入澤はるみ君	生活水道課長	金子喜一郎君
農林課長	原澤真治郎君	観光商工課長	高野明夫君
地域整備課長	林昇君	学校教育課長	河合博市君
生涯学習課課長補佐	田村司君	水上支所長	萩原達也君
新治支所長	合沢衛君	代表監査委員	澁谷正誼君

## 開 会

議 長（山田庄一君） おはようございます。ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

---

## 開 議

議 長（山田庄一君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおりであります。

議事日程第2号により、議事を進めます。

---

## 日程第1 議案第55号 令和3年度みなかみ町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議 長（山田庄一君） 日程第1、議案第55号、令和3年度みなかみ町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

所管の委員長の審査結果報告を求めます。

厚生常任委員会委員長高橋久美子君。

（厚生常任委員長 高橋久美子君登壇）

厚生常任委員長（高橋久美子君） おはようございます。

当委員会に付託されました議案第55号、令和3年度みなかみ町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての審査の経過と結果をご報告申し上げます。

担当課より未処分利益剰余金について概要説明がありました。

水道事業会計の運営で利益の累計額のうち、まだ使い道が特定されていないもの、特定の用途が与えられていないものが未処分利益剰余金として整理される。当年度純利益につきましては、前年度からの繰越利益剰余金と合わせて当年度末の未処分利益剰余金に振り替えられ、整理されるというもの。令和3年度末現在、未処分利益剰余金の金額は6億8,761万9,080円。

未処分利益剰余金の処分については、公営企業は毎事業年度、利益が生じた場合は、前年度からの欠損金がある場合はこれを埋めなければならないとされている。その上でなお利益に残余がある場合、これが未処分利益剰余金になる。残額について、議会の議決を経て処分することができるという定めがある。今回、この規定に基づいてのこととなる。

この処分は、未処分利益剰余金に特定の用途が与えられ、そのときに処分されたということになる。未処分から積立金に振り替えられるものと言えると思う。この処分を行うには、地方公営企業法に基づき議会の議決を経て、特定の目的のために積み立てられる積立金として整理することができるかとされている。今回、積立金として上げたのは、減災積立金、利益積立金、建設改良積立金。減災積立金は企業債の償還の財源に補填するもの、利

益積立金は将来の欠損に備えるもの、建設改良積立金は建設改良工事に充てるものということになっている。今回、この3区分の積立てを行いたいとする。

処分する理由は、水道事業においては、施設の老朽化等で漏水事故も多発している。今後、老朽化の対策事業も計画的に進めたいと考えている。安心・安全な水を供給する、また経費の削減という観点から、水源の有効活用や施設の統廃合についても取り組んでいきたいと考えている。さらに、経営の安定化、健全な営業を行っていくために、今回処分を行いたいというもの。

令和2年度までは未処分利益剰余金として計上していた。水道施設の老朽化等が懸念される中で、今後は更新計画が必要になる。長期的な更新計画を行う方針を固めるということで、建設改良積立金に令和3年度6億2,761万9,080円を積み立てる。減災積立金で将来における借入金の返済に充てる3,000万、利益積立金で将来起こるかもしれない欠損金に充てる蓄えとして3,000万。今後は、これに加えて剰余金の推移を見て、災害対策積立金についても災害時に備えて積立てをしていく予定。各積立金については、ある程度の上限を設定したいと思う。現在は、経営戦略においても上限は定められていない。これから将来を見据え、どのくらいの建設改良積立金が必要なのか、利益積立金がどのくらい必要なのか議論し、上限を定めていきたいと思う。

以上、説明を受けた後、質疑を行いました。

委員からは、未処分の利益剰余金として、使途を明確にしていきながら将来に備えるということだが、建設改良積立金等々の金額の算出根拠を教えてくださいの問いに対しては、これまで処分をしていなかったものを今回初めて処分を行うことになるが、全体的には建設改良費に多く積み立てようという考え方。積立てについては、経営に関する方針を立てて議論していきたいと考える。

また、別の委員からは、一般会計の繰入金を収益として扱うようになったと。これは公営企業法が平成24年に改正されて、平成26年から町が会計方法を取り入れたという結果だと思う。それ以前も他会計からの繰入金というのは、収益として扱っていたと思う。26年以前は赤字、会計年度が変わったことによって急にプラスになったというのが事実。そして、今年が6億8,000万ぐらいの剰余金が出ているが、この6億8,000万のお金を実際に水道企業の持ち金としてあるのかどうか、数字上だけなのか、それのところが理解しかねるので教えてくださいの問いに対して、資本的な考え方を取り入れているので、単年度会計、現金主義とは違う。令和3年度6億8,000万というのが剰余金として上がっているが、実際のお金というと、決算書のキャッシュ・フローの計算にある5億8,749万987円が現金としてあるもの。その差額については、毎年度建設改良費はゼロでないので工事代を支払う。工事が終わったものは資産に分類され、減価償却費として計上される。剰余金の額と現金とは差が生じることになる。

別の委員からは、最近の災害等で影響を受けて、工事金額が大きくなるパターンがあったと思う。今後、災害に対して組み替えてやっていくというよりは、この時点で災害積立金というのをつくっていくというのは考えられないのかの問いに対して、災害被災箇所を直すのか、今までの管を入れ替えるのかということになる。補助金を受けられる場合は、

災害復旧として扱って工事を行う。補助金がないとすればメリットが少ないので、建設改良として管をふせ替えることになる。

別の委員からは、建設改良工事を行ったほうが剰余金は増加するのかの問いに対して、企業会計は収益的収支と資本的収支の2つに分かれている。収益的収支と資本的収支の違いは、資本的収支として支出したものは資本として返ってくるという考え方。資本的収支は収入と支出が一致せず、支出超過になって計上されている。投資した施設、設備が減価償却費として計上され、収益的収入を収入及び支出に影響してくる。このことから、建設工事をやり過ぎると、現金が減少し、資本が増える。価値は減価償却費で決まるが、それが資本となり、原価償却費が上がる。急激に建設改良を行うと収益的収支に影響を及ぼすので、苦しい会計となってくる。建設改良費を平準化していくのが目標。難しいが起債の償還額も建設改良費も平準化し、安定した経営にしていくことが理想。

以上、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第55号、令和3年度みなかみ町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告とします。

議長（山田庄一君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第55号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第55号の質疑を終結いたします。

これより議案第55号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第55号の討論を終結いたします。

議案第55号、令和3年度みなかみ町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号、令和3年度みなかみ町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決することに決定されました。

---

日程第2 認定第1号 令和3年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（山田庄一君） 日程第2、認定第1号、令和3年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

所管の委員長の審査結果報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長石坂武君。

（総務文教常任委員長 石坂 武君登壇）

総務文教常任委員長（石坂 武君） おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会に付託されました認定第1号、令和3年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

なお、連合審査会において全議員、担当課長をはじめとした職員の皆さんに出席をいただき審査をしておりますので、歳入歳出ともに主立ったものを報告させていただきます。

既に提案理由の説明がなされておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず、歳入に対して、畜産基地建設事業分担金滞納繰越分の対応についての現状はに対し、滞納繰越分として1,191万5,392円の歳入があり、これについてはカッセイ地区の繰越分が入ったもので完納となり、残りについては大峰地区の元酪農家のもので、事業継承に向け課題があり、継続に向けて模索中との回答がありました。

上毛高原駅前駐車場について、現状、利用が増えているように見受けられるが、説明を求めるに対し、令和3年度までは指定管理制度により観光協会が運営を行っていた。令和3年度については、収入はあったが、収入額を上回る経費があったので、町への繰入れはないとの回答がありました。

僅かな金額でも収入があれば、雑入として記載すべきではに対し、指定管理のルールでは、経費が上回ったので決算はゼロとの回答がありました。

ほうだいぎスキー場土地賃借料負担金についての今後はの質問に対し、負担金の中には土地賃借料が含まれており、3年度については、県との転嫁契約に基づき、町が地権者に支払った同額を指定管理者から負担金として歳入としているものです。今後は指定管理者が変更になるので、4年度以降は、県から直接町に負担金として支払われる契約にあるとの回答がありました。

町営住宅火災見舞金について、該当場所を含め詳細説明をとの質問に対し、5件分の見舞金で、自然災害による見舞金が公益社団法人全国公営住宅火災共済機構から支払われた。場所は、大穴住宅、柳田団地、矢瀬団地との回答がありました。

不納欠損額について、各項目ごとの件数と欠損理由、前年度比はどうかの質問に対し、町民税36件、固定資産税159件、軽自動車税37件、法人町民税4件となっており、額については、2年度と比較すると若干増えているとの回答がありました。

都市計画税についての不納欠損額と収入未済額の説明をに対し、額については694万7,444円であり、43名が該当する。現年課税分については44万8,803円で、10名が該当との回答がありました。未済の理由としては、生活困窮や事業者の経営不振等が主なものと考えられるとの回答がありました。

次に、歳出につきましては、人材活用管理事業職員数が245名から215名に減った。会計年度任用職員は何名いるのかに対し、この事業で給料を支払っている職員は78名と

の回答がありました。町施設の管理委託している給食センター、バス等アウトソーシングでの従事者に対し、3年度実績は、スクールバス14名、町庁舎2名、給食調理配送業の月夜野学校給食センター22名、新治学校給食センター10名との回答がありました。

ホームページ作成システム保守業務委託料とホームページ作成システム更新業務委託料は継続事業なのかに対し、サーバーの更新、ホームページデザイン更新に係る令和3年度単年度事業との回答がありました。

政策調査研究費について、視察先と政策アドバイザー業務委託料の具体的な説明をに対し、視察先は県職員と安中市に出向いたもので、政策アドバイザーについては、来庁6日間、ウェブ会議19回、各計画の資料チェック47回の実績で、月額12万7,000円支払っているとの回答がありました。

上毛高原を核としたまちづくり構想策定委員報奨金は何名分か、以前、経産省の補助金を使って計画をつくっているが、それとの関連はに対し、委員12名、延べ40回分、計画はゼロベースであり、他の計画の整合性を踏まえて時代に即した計画をつくっていくとの回答がありました。

上毛高原駅関連アドバイザー業務委託料について、田村アドバイザーと十数回のやり取りがあるが、年間契約とは別に委託料が発生しているのかに対し、年間契約150万円の中で対応しており、掲載金額が全てとの回答がありました。

水上児童館費、建物劣化状況調査委託料の調査結果についてはに対し、サッシの上の亀裂は確認しているが危険はない状況、学童の問題と併せて今後検討するとの回答がありました。

学童クラブについて、応募者数が多く、4年生までしか預かれなかった状況があったが、現在の対応はに対して、学童については2か所となり、定員も増え、高学年でも希望すれば預かることは可能との回答がありました。

新型コロナウイルスワクチン接種事業、3回目、4回目の接種率に対し、全人口における60歳以上の方で4回目接種は47.04%、60歳以上で3回目接種者のうち4回目接種した方の接種率は48.86%、全対象者で3回目の接種率は75.73%、2回目接種後の3回目接種率は90.5%との回答がありました。

高齢者及び要援護者世帯冬期生活支援の内容と実績についてはに対し、除雪に係る助成であり、2月から対象を拡大し、利用実績は40世帯で、対象を屋根だけから玄関も追加し、上限2万円から上限4万円としたとの回答がありました。

登山道の管理は職員が行っているのか、それとも委託かについては、各ブロックに分かれて、町山岳避難対策協議会に管理を委託しているとの回答がありました。

ローカルベンチャー創出・育成支援事業について、実際に創業、起業した10名の業種はに対し、一般社団法人を設立した方、アロマ製造、登山ガイド業、移動販売車による飲食業、パーソナルトレーナー、システムエンジニア、塾講師等の回答がありました。

一ノ倉沢で運行している電気バスについて、車椅子の方の乗車は可能なのかに対し、乗車はできるが、福祉車両の取組もあるので、そちらの利用もできるとの回答がありました。

防災Infoみなかみについて、戸別受信機の設置戸数、アプリの登録者はに対し、8

月25日現在でアプリ登録者は3,072名、メール配信が611名、戸別受信機は634名で、全体で防災Infoみなかみを実践している方は4,317名との回答がありました。

たくみの里にできた公衆トイレの管理委託料は決算書に載っているか、誰が管理しているかに対し、令和3年度に完成したものであり、委託料には載っていない。今後は株式会社たくみの里で管理するので、委託料は発生しないとの回答がありました。

ごみの固形燃料化事業について、令和4年9月末で事業を停止すると思うが、現状についてはどうかに対し、ごみ処理については、広域化を前提として当分の間、集積したごみを外部へ全量排出することとしている。遊神館でボイラー実証実験を行うこととしていた施設については、関係企業に対し協定書の解除や土地の明け渡しの通知を送付し、顧問弁護士とも相談の上、対応しているが、当該施設の撤去というところまで至っていないのが現状との回答がありました。

医療の充実について、成果批評を見ると、医療に不安を感じている町民の割合が半数を超えている。原因として考えられることは何かに対し、町内の診療所など地域の医療機関が減少していることが要因と考えるとの回答がありました。

全体を通じてだが、講師謝礼についてその金額がどのように決定しているかに対し、講師にお願いする内容により関係機関と協議の上で決定しており、統一的な基準はないとの回答がありました。

総務課や総合戦略課で金額の把握はしていないということかに対し、予算査定の中で積算根拠の確認は行っているとの回答がありました。

以上で質疑を終結し、総務文教常任委員会に切り替え、反対討論として、上毛高原駅前駐車場管理運営事業について、本来、決算書に記載されるべきと考える。その料金収入及び管理経費が記載されていないので反対するとの討論がありました。賛成討論はなく、討論を終結し、起立による採決の結果、賛成多数をもって認定第1号、令和3年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定については認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

**議長（山田庄一君）** 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

認定第1号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（山田庄一君）** ありませんので、これにて認定第1号の質疑を終結いたします。

これより認定第1号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

まず、反対討論の発言を許します。

小野君。

（16番 小野章一君登壇）

**16番（小野章一君）** 16番小野。

認定第1号、令和3年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

上毛高原駅前駐車場については、平成26年12月より供用が開始され、利用料1,0



00万、管理費250万ほどであるとのことでありました。平成28年に観光協会のみなかみ版DMOということの中で法人化され、観光協会の独立に向け、町の職員2名の派遣があり、また、自主財源の確保を目的とする上毛高原駅前駐車場の指定管理の提案が、平成29年3月議会で承認されました。そのときより、駐車場収益から管理費を差し引いた残金の7割が町の一般財源に繰り入れられ、3割を観光協会への上毛高原駅前駐車場の収益還元金として配分されてきました。令和2年まで予算書で600万円を見込み、町の決算では530万円ほどが還元されてきました。

今議会決算書には、上毛高原駅前駐車場は還元金として記載はされておきませんが、この問題の内容についての質疑の中、令和3年度では利用料617万円ほどがあり、管理費が792万円ほどかかったとの説明であります。管理費の792万円の内訳は、光熱費、委託料、雪害、人件費においては2名分で620万円との説明がありました。

本来、一般的には、指定管理団体にはその仕様書、契約があり、管理料が定められております。どこの施設管理も管理料は固定され、突然の修繕等が生じたときにはその都度協議をし、町の一般会計より支出されております。上毛高原駅前駐車場指定管理において、指定管理費は250万円程度との説明であり、現在に至ってはその3倍を超えております。しかも、人件費は1人当たり310万円ということで、何とも理解し難い説明であります。

本来、この駐車場は無人管理も可能であります。時にしてコロナ禍での収益減もありますが、町の財源の管理をお願いしているわけですから、管理者が自由であっては一部団体の収益になってしまい、町民全体の収益、活用には程遠くなってしまいます。

また、令和4年度の管理の一部紹介がございました。今年は人件費を300万円にするとのことであります。指定管理最終年の本決算、そして来年度の決算では、管理費が特に人件費では半額以下ということになります。このような自由な手法では、素直に町への収益還元金については今後期待が持てません。法人化された観光協会の財源は、本来、自らその活動により生み出されるべきものであると思います。観光振興策の補助金は補助金としてであります。管理する者として、町との契約に基づき町民に還元すべきものと考えます。

以上のことから、令和3年度決算認定について理解し難いところがありますので、反対をいたします。

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） それでは、認定第1号、令和3年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場から発言させていただきます。

令和3年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算の総額は、歳入が170億3,452万5,881円、歳出が161億2,443万2,272円であり、第2次みなかみ町総合計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った施策と事業が行われたものであります。

また、財政の健全化の状況を示す指標は、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、健全な段階にあり、加えて監査委員からの会計処理は適法、適正である旨の監査

報告もなされたところでございます。

この中で、上毛高原駅前駐車場管理運営事業につきましては、平成29年度から令和3年度末までの5か年間、みなかみ町観光協会を指定管理者として町議会が議決したものでございます。

一般的に指定管理者制度では、利用料収入額を指定管理者が自らの収入として当該施設の管理運営を行っております。利用料収入額等で管理運営費が賄えない場合は、町が指定管理委託料を年度ごとに指定管理者に支払う場合があり、また利用料金収入額等が管理運営費を上回った場合は、年度協定により町に納入していただく場合もございます。

したがって、町が指定管理者制度で管理運営をお願いしている他の施設でも、同様に利用料収入等を指定管理者の収入としていますので、町の決算書に収入の記載はございません。

以上のことから、上毛高原駅前駐車場の指定管理は、基本協定及び年度協定のとおり実施されており、何ら問題がないことから、令和3年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算は委員長報告のとおり認定すべきものであります。

以上、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて認定第1号の討論を終結いたします。

認定第1号、令和3年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山田庄一君） 起立多数であります。

よって、認定第1号、令和3年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

- 
- |      |       |                                   |
|------|-------|-----------------------------------|
| 日程第3 | 認定第2号 | 令和3年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  |
|      | 認定第3号 | 令和3年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
|      | 認定第4号 | 令和3年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について    |
|      | 認定第5号 | 令和3年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
|      | 認定第6号 | 令和3年度みなかみ町水道事業会計決算認定について          |

議長（山田庄一君） 日程第3、認定第2号、令和3年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第6号、令和3年度みなかみ町水道事業会計決算認定についてまで、以上5件を一括議題といたします。

所管の委員長の審査結果報告を求めます。

厚生常任委員会委員長高橋久美子君。

(厚生常任委員長 高橋久美子君登壇)

**厚生常任委員長（高橋久美子君）** それでは、本委員会に付託されました認定第2号、令和3年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定から認定第6号、令和3年度みなかみ町水道事業会計決算認定についてまでの審査の経過と結果を一括してご報告申し上げます。

最初に、認定第2号、令和3年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定です。

本案につきましては、本会議初日に提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入りました。

質疑では、不納欠損額1,127万2,504円について、件数と欠損理由、収入未済額が前年とどうなっているのかの質問に対しては、内容は即時欠損執行停止後3年たったもの、それ以外となる全体の人数が48名、即時欠損が2名で264万4,777円、3年経過した人数が18名で188万500円、それ以外は28名で674万7,227円。収入未済額はコロナの影響により所得金額が減少、所得割が減ったその関係で収入未済額も減り、調定額も同様に減っている。

また、コロナの影響が大部分で、通常の部分の動きについては動きがないということかに対しては、加入者の減少もある。直近5年間平均で1年間97名、世帯数にして34世帯が年々減少しており、その影響も加味される。

また、別の質問では、国民健康保険は5億超の基金がある。決算書を見ると、一般会計から特別会計へ1億5,000万程度繰り入れ、繰越額が同額ある。国保会計だけで維持できている。これからの繰入金の扱いを基本的にどうするのか、考え方を聞かせてもらいたい。これに対し、大きな病気をすると莫大な医療費がかかるケースがあり、1か月で2,000万円かかる治療をする方もいる。そういった急なことに対応できるように基金を積み立てている。国民健康保険制度で保険者が県に移ったことになり、将来的に国保税等も県で統一ということも考えられている。そういったことを踏まえ、被保険者数、医療費の動向等注視しながら、基金をどのタイミングで取り崩して使っていくのかということも考えていきたい。

また、県で統一された場合、基金は全て吸い上げられてしまうのかに対しては、基金が吸い上げられてしまうかはまだ確定していない。基金の取崩しをして、被保険者の方の国保税が課題にならないような形で調整できればと考えている。

以上、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、認定第2号、令和3年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって認定すべきものと決定されました。

続いて、認定第3号、令和3年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

質疑では、不納欠損額の件数と欠損理由、収入未済額がどうなっているのかの質問に対しては、不納欠損額は83万2,100円、件数101件、実41人。理由は、滞納繰越し

された方が亡くなり、調査した結果、支払う義務の方がいなかったため。収入未済額は269万3,300円、件数282件、実65人。納付交渉、督促状等したが支払いがなされなかった。引き続き納付交渉して完納するよう対応していきたい。

以上、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、認定第3号、令和3年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって認定すべきものと決定されました。

次に、認定第4号、令和3年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

質疑では、不納欠損額の件数と欠損理由、収入未済額がどうなっているかに対して、不納欠損額の114万9,600円は、実数が10人で件数が41件。理由は、居所不明、転出等や本人死亡により相続人が納付相談に応じず、徴収困難となったため。未済額は分納誓約を行い、徐々に納めてもらうようにしたいと思う。滞納繰越件数は2,404件。

また、保険料が払えない人が実際に介護が必要な立場になったら、家族が一時的に立て替えることにより制度を利用していると思う。もともと払えない人に払ってくださいと話をすることになるが、運用していてどのような結果になるのかの問いに対しては、結果的には滞納を全部払い切れず亡くなり、相続人もいなければ不納欠損額になってしまう。そのほかとして、生活保護になったときに少しずつ納付していただくこともある。

また、介護サービスを受けようとするときに、施設や在宅のサービス等いろいろなメニューがあると思う。サービスを受けようと思っても、施設が埋まっていて利用がままならないという話を聞いた。現在の状況の中で問題はあつかの問いに対して、特別養護老人ホームは、最後までいられる施設ということで待機者が120人ぐらい。実際はほかの施設に入所している人が8割ぐらいで、有料老人ホームやグループホームなど入居施設がいろいろある。みなかみ町以外でも、沼田市や川場村のグループホームを利用しながら待っている方もいらっしゃるの、入れなくて困っているという話は直接聞いていない。また、特別養護老人ホームや老人保健施設のショートステイの制度を使いながら、在宅で過ごしている方もいる。

また、在宅医療介護連携推進費のところ、介護資格取得費用等補助金だが何名の方が取られたか教えてもらいたい問いに対して、17名。

以上、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、認定第4号、令和3年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致をもって認定すべきものと決定されました。

次に、認定第5号、令和3年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

質疑では、寺間地区に下水道工事をしてきた。実施する前にいろいろな調査をして、皆が加入しますという中で、今年工事が終了したと思うが、その辺の実情はの問いに対して、受益者負担金の納付の状況は、令和2年度、3年度、4年度で全体の戸数が24戸あり、そのうちの不可が19戸、猶予が5件。納付の状況は、分割も含めて全件納付していただいている状況。下水道の排水設備のつなぎ込みについては、現在2件実施。

また、これから人口減少、施設の老朽化という中で、下水道事業の運営そのものが困窮してくると思う。これからの下水道運営についての考え方があればお聞かせ願いたいに対しては、現在、水上地区において下水道区域を縮小し、戸別処理区域への見直しを行っている。今後も経済比較等行いながら、見直しをすべきところは行っていくという形になると思う。人口減少が続く中で、使用料の収入減や老朽化の進行でなかなか厳しい運営が続くということを考えている。今後、企業会計に移行する中で、資産の調査をした上で運営について慎重に検討していきたい。

以上、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、認定第5号、令和3年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって認定すべきものと決定されました。

最後に、認定第6号、令和3年度みなかみ町水道事業会計決算認定についてご報告申し上げます。

質疑では、最近、防災メールで断水の告知が多いと感じている。施設が老朽化して管も古い。そういった現状の中で、今後計画的に施設の更新をしなければならないが、計画を立て、今後進んでいくのだと思うが、その辺について説明をとの問いに対しては、今後老朽化対策事業を計画的に進めていきたいと考えている。今までは、水道事故の発生に対し、その対応で手いっぱいであった。今後、予算の範囲内ではあるが、統計的に漏水箇所が多く発現している箇所を精査、選別し、整理し、については優先順位も踏まえ、管路布設替えを行う等進めていきたい。管路延長も相当あるので、耐用年数を踏まえ、順次計画的に対応していきたいと考えている。

また、最近、地球規模的に気候変動が起きていて、ゲリラ豪雨ということで大雨が降るけれども、すぐ流れてしまう。今、世界的に水が枯渇してしまっていて大変なことは、ニュースで見ていると思う。先々を踏まえた中で水の確保、計画等、もしあったら説明いただきたいに対して、ご指摘のとおり一番気候変動で懸念される場所というのが、特に水上地区、月夜野地区は違うところもありますが、ほとんど井戸で賄っているところが多い。これは、利根川の水がなくなる限り大丈夫であると思う。新治地区は高度処理をして配水。沢の水がなくなる時点までいくと、日本中で大騒ぎになると思う。

一番影響が出るのは、湧水を使っている水上地区。湧水の量がこれからどう変化していくのか、長い目で見て我々がチェックしていかなければならないと考えている。施設によっては湧水を配水池に取り込むわけだが、多少濁り等もあり、メーター機等に影響が出るので、ほとんど測っていない現状。今後、流入量を数値で表していれば変化が分かってくるので、水道の監視システムでISDNの終了による切換えを考えているので、その際、できるところは流入量を把握できる設備としていきたいと考える。

なお、水上地区のヨクブキのように水量が大量で量れないところもあるが、なるべく山の中の小さなところ等、流入量が量れる場所にはつけていきたいと考えている。

以上、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、認定第6号、令和3年度みなかみ町水道事業会計決算認定については、全会一致をもって認定すべきものと決定されました。

以上、認定第2号、令和3年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定から

認定第6号、令和3年度みなかみ町水道事業会計決算認定についての審査の経過と結果の委員長報告といたします。

議長（山田庄一君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

認定第2号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて認定第2号の質疑を終結いたします。

次に、認定第3号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて認定第3号の質疑を終結いたします。

次に、認定第4号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて認定第4号の質疑を終結いたします。

次に、認定第5号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて認定第5号の質疑を終結いたします。

次に、認定第6号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて認定第6号の質疑を終結いたします。

---

議長（山田庄一君） これより認定第2号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて認定第2号の討論を終結いたします。

認定第2号、令和3年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号、令和3年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

---

議長（山田庄一君） 次に、認定第3号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて認定第3号の討論を終結いたします。

認定第3号、令和3年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号、令和3年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

---

議長(山田庄一君) 次に、認定第4号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて認定第4号の討論を終結いたします。

認定第4号、令和3年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号、令和3年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

---

議長(山田庄一君) 次に、認定第5号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて認定第5号の討論を終結いたします。

認定第5号、令和3年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号、令和3年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

---

議長(山田庄一君) 次に、認定第6号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて認定第6号の討論を終結いたします。

認定第6号、令和3年度みなかみ町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号、令和3年度みなかみ町水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

---

#### 日程第4 議案第56号 令和4年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)について

議長(山田庄一君) 日程第4、議案第56号、令和4年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

本案については、過日の本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

議案第56号について質疑はありませんか。

石坂君。

11番(石坂 武君) 予算書の10ページ、商工費、観光費、観光センター費の観光センター改修事業1,000万円について、アーケードを改修ということで聞いておるんですが、その辺の詳細内容について、まず教えてください。

議長(山田庄一君) 観光商工課長。

(観光商工課長 高野明夫君登壇)

観光商工課長(高野明夫君) お答えいたします。

観光センターアーケード改修工事の内容につきましては、観光センター車道側と駅まで



の連絡アーケードの改修でございます。観光センター前のアーケード屋根に設置されていますワイヤー入りの天板ガラス複数枚にひびが入っているため、これをポリカー製のものに入替えを行う工事となります。それと同時に、さびているアーケードの屋根や支柱などの鉄骨部分の塗装、コンクリート製の支柱のクラック補修と表面加工、また、通路路面の滑り止め加工が剥がれているため、防滑対策を行う改修工事でございます。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

石坂君。

11番（石坂 武君） 関連でお聞きしますけれども、あの場所については、観光客を含め一般の方も通る場所ということで理解していますけれども、工事期間はいつ頃からいつ頃まで予定しているかと工事期間中の通行対策はどうなっているか、2点お願いします。

議長（山田庄一君） 観光商工課長。

（観光商工課長 高野明夫君登壇）

観光商工課長（高野明夫君） お答えいたします。

まず、工事期間につきましては、発注から約3か月を予定しております。冬期の積雪がある前に完了するように進めてまいります。工事期間中の通行対策についてですけれども、工事中の一定期間は、駅前駐車場側の歩道を通行することになりますが、歩行者、通行車両になるべく支障がないように対応してまいります。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

中島君。

12番（中島信義君） 2点ございます。

まず、10ページの観光用公衆トイレ、奥利根水源の森のトイレの修繕工事ということになります。ここは、週末になるとあそこの広場がほぼキャンプ人でいっぱいになります。かなり利用者が多いと思います。どんな工事をするのかということかと、もし場合によっては、現在のトイレは使えなくなるということになるかと思っておりますけれども、その対応はどうかということをお願いたします。

それともう1点は、11ページ、水上小学校の解体設計業務委託料というのが出ております。まだ使用中の学校ということでありますけれども、随分対応が早いと思います。具体的にどんな形で、また期間は何年ぐらいをかけてやるのかを含めて、詳細な説明があればお答えを求めます。よろしくお願いたします。

議長（山田庄一君） 観光商工課長。

（観光商工課長 高野明夫君登壇）

観光商工課長（高野明夫君） お答えいたします。

奥利根水源の森のトイレにつきましては、これから修繕に入るんですけれども、この夏場のシーズン、もう全て2台あるトイレ、共に利用可能となっております。それと、トイレの改修工事の内容につきましては、トイレ2基の屋根の修繕工事となります。大雪などの影響で屋根の軒の一部が折れてしまったため、いずれも南側の片屋根部分のはりや木製の下地の補修、それと屋根のガルバ鋼板の一部を張り替える工事となっております。

以上でございます。

議長（山田庄一君） 学校教育課長。

（学校教育課長 河合博市君登壇）

学校教育課長（河合博市君） 水上小学校の解体の業務委託費なんですけれども、水上小学校については、来年度、令和5年の4月から現在、旧の水上中学校のほうに移転することが決まっております。その小学校の跡地なんですけれども、地権者と協議しましたところ、更地にての返還を希望されておりますので、令和5年度中に取り壊して、更地にして土地を返す予定で考えております。

一応、今年度実施するに当たりまして、取壊しの金額が分からないと、議会にかけるべき案件なのかどうか分からないという点が1点あります。水上地区なので冬場の工事ができないということで、もし議会に諮る案件であれば、6月議会に上程して契約のほうを考えております。

以上でございます。

議長（山田庄一君） 中島君。

12番（中島信義君） ただいまの水上小学校の解体ということで、令和5年度、全部解体して更地にするという地権者の要望があったと今お聞きしました。かなりハード的なスケジュールだと思いますけれども、地権者がそういう要望であれば、それはしなくちゃならないと思いますけれども、令和5年度に全部解体が済めば、借地料というのは5年度で終了ということになるのでしょうか。

議長（山田庄一君） 学校教育課長。

（学校教育課長 河合博市君登壇）

学校教育課長（河合博市君） 地権者と協議をしております、令和5年度に解体をして土地を返せば、令和5年度で借地料の支払いは終了ということで確認をしております。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

高橋君。

8番（高橋久美子君） 9ページの農地情報管理費のところ、タブレット端末購入費ということで計上されていますが、何台購入なのかということと、あと、いつ頃から始めるのかということをお答えをお願いします。

議長（山田庄一君） 農林課長。

（農林課長 原澤真治郎君登壇）

農林課長（原澤真治郎君） お答えいたします。

今、購入予定台数は25台でございます。推進員さんに農地パトロールの際に使っていただくような形で考えております。国の事業でございます、このお予算を認めていただいた後に国のほうに申請を上げまして、納入され次第、活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

鈴木君。

3番（鈴木美香君） 先ほどの久美子議員の関連なんです、目的外使用というのが可能なタブレ

ットなのか、また、その場合、貸与による通信費の扱いはどのようになっているか、お伺いします。

議長（山田庄一君） 農林課長。

（農林課長 原澤真治郎君登壇）

農林課長（原澤真治郎君） お答えいたします。

通信費につきましては、国のほうの補助金で100%見ていただけるということで、今年度もそうですし、今後も補助として100%見ていただけるということになっております。

扱的には、農業委員会のほうで保管しながら委員さんのほうにお貸しするというところで、具体的なちょっと運用方法はこれからということになりますが、基本的には農業委員会のほうで預かっておいてお貸しするということになろうかと思えます。

以上です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

鈴木君。

3 番（鈴木美香君） 11ページ、10ページからの流れで土木費、11ページの道路新設改良費、これはどちらの場所になるか、教えてください。

議長（山田庄一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 林 昇君登壇）

地域整備課長（林 昇君） お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、本年3月の議会で承認をいただきました月夜野272号線、都市計画道路の利根商のグラウンドの南側に道路を予定させていただくということで認定をいただいたんですけども、そちらの道路までの整備でなく、今回につきましては都市計画道路の悪戸矢瀬線の道路排水、そちらの排水路の計画というような形になります。場所的にはそういった形です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第56号の質疑を終結いたします。

これより議案第56号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第56号の討論を終結いたします。

議案第56号、令和4年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号、令和4年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 閉会中の継続審査・調査申出について

議長（山田庄一君） 日程第5、閉会中の継続審査・調査申出についてを議題といたします。

各委員会委員長より、各委員会において審査・調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長より申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

---

#### 日程第6 字句等の整理委任について

議長（山田庄一君） 日程第6、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおりに決定いたしました。

---

議長（山田庄一君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

---

#### 町長閉会挨拶

議長（山田庄一君） 閉会に当たり、町長より挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

残暑の中にも秋の気配を感じるようになりました。稲穂も色づき始め、果樹も実りのときが待たれる季節となりました。

さて、議員さん、任期中最後の定例会で、10月には町長、町議会議員選挙が行われます。

この任期中は、コロナウイルス感染症対策に迫られた4年間でありました。地方創生臨時交付金などを活用して特別定額給付金事業、子育て世帯臨時特別給付金事業、給食費減免事業、臨時特別商品券配布事業、特別持続化給付金事業、地域ポイント活用事業、エールみなかみ商品券事業、ファミリーリフレッシュ事業、農林水産物流通支援事業、ふるさと応援チケット事業、電子地域通貨活用事業、おでかけタクシー券事業、高齢者世帯空調機器設置費助成事業、愛郷ぐんま地域クーポン事業、子育て世帯応援給付金事業、事業復活特別支援金事業、給食食材費高騰対策事業など、町民向け支援、事業者向け支援、町内の経済対策などに取り組んでまいりました。

そのほかにも、みなかみ中学校の統合、防災行政無線の整備、都市計画道路悪戸・矢瀬線の開通、谷川岳インフォメーションセンターの開設、新三国トンネルの開通など、町の重点課題に取り組んでまいりました。共にご尽力いただきました議員の皆様には感謝申し上げます。

本定例会は、8月25日の開会以来、本日まで9日間、議員各位におかれましては熱心なご議論をいただき、令和3年度決算認定など、ご提案申し上げました全ての案件についてご承認いただきました。改めて感謝申し上げます。

定例会は本日で閉会いたしますが、閉会後も皆様におかれましてはご多忙のことと推察いたします。お体にご留意され、ご活躍いただきますようお願いし、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

## 議長閉会挨拶

議 長（山田庄一君） それでは、閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会中は、終始熱心なご審議を賜るとともに、各委員会においても慎重な審議をしていただきありがとうございました。

この9月定例会は、令和3年度の決算審査という重要な定例会であるとともに、4年間の議員任期中最後の定例会となりましたが、議員各位、そして町長をはじめ当局の皆様、澁谷正誼代表監査委員のご協力をいただき、全ての案件を無事終了することができました。改めて感謝申し上げます。

今期の任期が9月8日であり、10月2日には、町民の皆さんの負託を受けた町長と議会の新たな顔ぶれが決まり、以後新しい体制がスタートすることになります。再び立候補を検討されている現職の皆さんには、これから大変厳しい選挙が待っていると思いますが、

健康に十分ご留意なさり、再び町政の一翼を担っていただけるようご期待申し上げます。

そして、今期限りでご勇退をなさる皆様には、ここまでのご尽力に心から感謝を申し上げますとともに、また新たなステージでのご活躍をお祈り申し上げます。

結びに、今期定例会において予定されました案件全てを議了していただき、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。議員並びに関係者、当局の皆様にご感謝申し上げます、閉会の挨拶といたします。

---

## 閉 会

議 長（山田庄一君） これにて、令和4年第6回（9月）みなかみ町議会定例会を閉会いたします。  
大変ありがとうございました。

（10時16分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年9月2日

みなかみ町議会議長 山 田 庄 一

署名議員 6 番 窪 田 金 嘉

署名議員 1 1 番 石 坂 武